

退職所得に対する 住民税の特別徴収の手引

青森県東通村

～ 目 次 ～

退職所得に対する住民税のあらまし	…	2
Ⅰ．課税する市町村と納税義務者	…	2
Ⅱ．退職手当等の支払いを受ける人の申告	…	2
Ⅲ．分離課税に係る所得割の課税標準	…	3
Ⅳ．特別徴収すべき税額の計算方法	…	4
Ⅴ．徴収した税額の納入	…	4
Ⅵ．特別徴収票	…	5
【参考】住民税（退職所得に対する住民税以外のもの）の取り扱いについて	…	5

※引用：「退職所得に対する住民税特別徴収の手引」（地方財務協会発行）

「退職所得に対する市町村民税・道府県民税の早見表」

「退職所得に係る住民税の計算（Excel シート）」を、

東通村ホームページ（<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/>）に掲載しておりますので、参照ください。

【退職所得に対する住民税のあらまし】

退職所得に対する個人の市町村民税（東京都特別区にあっては、個人の特別区民税）及び個人の道府県民税（東京都にあっては、個人の都民税）（以下「個人の住民税」といいます。）については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村民税と道府県民税をあわせて市町村に納入することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

I. 課税する市町村と納税義務者

1 その年の1月1日現在の所在地の市町村が課税

分離課税に係る所得割を課税する都道府県及び市町村（道府県民税については市町村とあわせて市町村が賦課徴収することとなっていますから、以下の説明では都道府県を含めて「市町村」といいます。）は、退職手当等の支払いを受ける人のその**退職所得等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村**です。

たとえば、Aさんが平成25年10月31日に退職したとすると、Aさんは平成25年1月1日現在の住所の所在する市町村がAさんの分離課税に係る所得割の課税をすることになります。

そして、分離課税に係る所得割の**納税義務者は**、市町村内に住所を有する人のうち、**退職手当等の支払いを受ける人**です。

2 分離課税に係る所得割が課税されない人

退職手当等の支払いを受ける人が、次に掲げる人であるときは分離課税に係る所得割は課税されません。

- (1) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人**
- (2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において国内に住所を有しない人**

したがって、例えばある年の4月に国外の支店等から帰国した人が、その年中に退職手当等の支払いを受けても分離課税に係る所得割の納税義務はありません。

- (3) 退職手当等の**収入金額が退職所得控除額より少ない人**（次頁参照）

なお、**死亡により支払われる退職手当等に対しては相続税法の規定により、相続税の課税対象となりますので、住民税は課税されません**から注意してください。

II. 退職手当等の支払いを受ける人の申告

1 提出先など

退職手当等の支払いを受ける人は、その支払いを受ける時までに、「**退職所得申告書**」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙になっています。）を**その支払い者を経由して**、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する 1 月 1 日現在における住所が所在する**市町村の長に提出しなければならない**ことになっています（ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、**支払者の手元に保管**していただくことになっていますので支払者は市町村長に提出する必要はありません。）。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして分離課税に係る所得割の税額を計算してください。

Ⅲ. 分離課税に係る所得割の課税標準

分離課税に係る所得割の課税標準は、**その年中の退職所得の金額です**。したがって、同一年中に 2 以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額です。

1 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第 30 条第 2 項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

（1,000 円未満の端数切捨て）

(1) 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第 30 条第 3 項及び第 4 項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、80 万円})$$

ロ 勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に 100 万円を加算した金額が控除されることとなります。

(2) 勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条及び第 70 条の規定の例によって計算します。したがって、所得税の場合と同様に、雇主が退職手当等を計算するときに基礎とした年数とその勤続期間の一部である場合又は勤続期間に一定の率を乗じて換算したものである場合であっても、その計算の基礎となった年数にかかわらず、引き続き勤務した実際の勤続期間にしたがって計算します。

2 分離課税に係る所得割の課税標準額（＝退職所得の金額）

1 で述べたとおり、退職所得の金額は所得税法の規定にしたがって計算されます。したがって、**分離課税に係る所得割の課税標準額は所得税と同額になります**から、分離課税に係る所得割のために特に課税標準額を計算する必要はありません。

なお、分離課税に係る所得割については、基礎控除や配偶者控除、扶養控除等の所得控除はありません。

IV. 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村税は、6%（地方税法第 328 条の 3）、道府県民税は、4%（同法第 50 条の 4）を適用して計算します。

（参考）特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)		市町村民税 (特別区民税額)	道府県民税額 (都民税額)
		6%	4%			

- (注) 1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる（退職所得の金額は 1,000 円単位）
- 2 特別徴収すべき税額（市町村民税額、道府県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（特別徴収すべき税額は 100 円単位）。

V. 徴収した税額の納入

1 納入先

退職手当の支払者は、今まで述べたところにしがって特別徴収した税額を、**退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する 1 月 1 日現在における住所が所在する市町村に納めていただきます。**この場合、次の点に注意してください。

- (1) 所得税の納付先は、源泉徴収義務者（特別徴収義務者）の事務所等の退職手当等の支払いの日における所在地所轄税務署とされていますが、分離課税に係る所得割の納入先は上記のとおりですので、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日における住所地の市町村と異なる市町村となる場合があります。
- (2) 退職手当等が退職した日の属する年の翌年以降に支払われた場合は、現実に支払われた年の 1 月 1 日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は**退職した日**）の属する年の**1 月 1 日現在における住所が所在する市町村**です。

2 納入の手続

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、1 で述べた納入先の市町村ごとに区分し、区分したものをまとめて所定の「**市町村民税 道府県民税 納入申告書**」（納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています。）に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町村長に**徴収した**

月の翌月 10 日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により、申告書提出先の会計管理者、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納めてください。

この場合、退職者の退職した年の 1 月 1 日現在における住所が所在する市町村と特別徴収義務者が所在する市町村とが異なるときは、その事務所等が所在する市町村内に所在する金融機関（郵便局を含みます。）で、当該退職者の住所が所在する市町村の長が指定して特別徴収義務者に通知したものがあれば、その金融機関に払い込んでください。

(注)1 使用人が常時 10 人未満の給与等の支払者が、**市町村長の承認を受けたときは**、特別徴収をした分離課税に係る所得割を 6 月から 11 月までと 12 月から翌年 5 月までの間に徴収した 6 ヶ月分をまとめて、それぞれ 12 月 10 日又は 6 月 10 日までに納めることができるものとされています。

VI. 特別徴収票

「**特別徴収票**」（所得税の退職所得の源泉徴収票にあたり、源泉徴収票と複写となっています。）は、退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載して 2 部作成し、**退職後 1 月以内に 1 部を退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在に各受給者の住所所在地の市町村長に提出し、他の 1 部を受給者に交付**しなければなりません。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出又は交付が省略されています。

- (1) 法人（人格のない社団又は財団も含まれます。）の取締役、監査役、理事、監事、精算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含みます。）以外の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村長に提出する必要はありません。この範囲は、所得税の場合と同様です。
- (2) 分離課税に係る所得割がないときは、特別徴収票の受給者への交付は必要ありません。ただし、受給者から請求があった場合には交付しなければなりません。

【設例】分離課税に係る所得割の計算

勤続年数 25 年で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

(答)

1 退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円}$$

(所法 30③ II)

2 退職所得の金額

$$(14,223,632 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 1/2$$

$$= 2,723,632 \text{ 円} \times 1/2 = 1,361,816 \text{ 円} \rightarrow 1,361,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数は切捨て (法 20 の 4 の 2①))

3 退職所得に係る所得割額

$$\text{市町村民税所得割額 } 1,361,000 \text{ 円} \times 6\% = 81,660 \text{ 円}$$

→ 81,600 円
 (1,000 円未満の端数は切捨て (法 20 の 4 の 2③))
 道府県民税所得割額 1,361,000 円 × 4% = 54,440 円
 → 54,400 円
 (1,000 円未満の端数は切捨て (法 20 の 4 の 2③))

【参考】住民税（退職所得に対する住民税以外のもの）の取扱いについて

- 1 通常、給与所得者は、**給与所得等に対する住民税**（前述した退職所得に対する住民税以外のもの）が、給与に支払いの際、給与から徴収されることとなっています。

給与所得等に対する住民税は、納税義務者の**前年中の給与所得等を課税標準としてその翌年度に課税する前年所得課税**となっています。したがって、退職し、翌月以降において給与が支給されなくなったとしても、給与所得等に対する住民税は、原則として**引き続き課税・徴収されることとなります**。

【設例】10 月に退職した場合

平成 25 年度分住民税 年税額 120,000 円
 月割額 10,000 円の場合
 (平成 25 年 6 月～平成 26 年 5 月分)

平成 25 年 10 月に退職した場合、10 月分までの住民税は市町村に納入済みであるが、11 月分以降の住民税の取扱いはどのようなになるか。

答 平成 25 年度分住民税の **11 月分以降の残税額 70,000 円について**、所定の手続（後述 2 参照）により**市町村に納入していただくこととなります**。

また、平成 25 年 1 月から 10 月までに間に支給された給与等に対して、平成 26 年度（翌年 6 月から徴収）において住民税が課税されることに留意してください。

例えば平成 25 年 3 月に退職した場合は、平成 24 年度分住民税の 4 月及び 5 月分が徴収されるほか、平成 24 年 1 月から 12 月までの間に支給された給与等に対しては平成 25 年度分住民税が平成 25 年 6 月から、平成 25 年 1 月から 3 月までの間に支給された給与等に対しては平成 26 年度分住民税が平成 26 年 6 月から、それぞれ課税されることとなります。

※この点について誤解が生じないように退職者に対してお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

- 2 退職した後の給与所得等に対する住民税の未徴収方法については、退職等の時期により取扱いは次のとおりとなります。

なお、未徴収税額があるときは「給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書」を市町村長に提出してください。

退職の時期	原則	退職者が希望した場合	再就職する者が希望した場合
その年の 1 月から 5 月までの間に退 職した場合	一括徴収 注 1	——	特別徴収の継続 注 2
その年の 6 月から 12 月までの間に 退職した場合	普通徴収	一括徴収	特別徴収の継続

(注) 1 一括徴収とは、退職者に支払われる退職手当等の額が未徴収税額を超える場合にその全額を特別徴収することをいいます。

2 特別徴収の継続については、再就職先の給与の支払日等の関係により普通徴収となる場合もあります。

3 退職者に係る給与支払報告書の提出

退職者に係る給与支払報告書は、退職した日現在における住所が所在する**市町村の長に提出しなければならない**ことになっています（ただし、退職した年の給与等の金額が 30 万円以下の場合は提出しないこともできます。）。

提出の期限は、退職した年の翌年 1 月末です。たとえば、平成 25 年 10 月 31 日に退職したとすると、平成 26 年 1 月 31 日までに、給与支払報告書を平成 25 年 10 月 31 日現在の住所が所在する市町村の長に提出することになります。